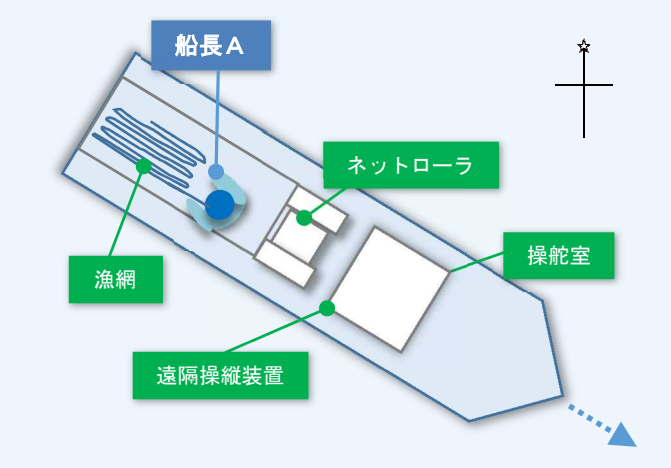


船舶事故調査報告書

令和元年11月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年6月2日 12時10分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市富島港北西方沖 富島港北防波堤灯台から真方位333° 1,700m付近 （概位 北緯34° 33.9′ 東経134° 55.4′）
事故の概要	漁船住吉丸は、南東進中、また、プレジャーボート平成丸は、漂泊中、両船が衝突した。 平成丸は、船長及び同乗者2人が負傷し、右舷中央部外板の破口等を生じ、また、住吉丸は、船首材に破損等を生じた。
事故調査の経過	令和元年6月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 住吉丸、4.9トン HG3-36316（漁船登録番号）、個人所有 10.95m (Lr) × 3.06m × 1.15m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和63年7月22日 B プレジャーボート 平成丸、1.9トン 250-27149大阪、個人所有 7.95m (Lr) × 2.12m × 0.65m、FRP ガソリン機関、47.07kW、平成4年10月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月9日 免許証交付日 平成28年6月22日 （令和3年10月5日まで有効） B 船長B 男性 50歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年12月9日 免許証交付日 平成28年2月17日 （令和3年2月16日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷 3人（船長及び同乗者2人）
損傷	A 船首材に破損等 B 右舷中央部外板に破口を伴う割損、機関室等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、令和元年6月2日12時00分ごろ底びき網漁の操業を終え、富島港に向けて富島港北西方沖の漁場を出発した。</p> <p>船長Aは、操舵室で操船に当たり約7ノット（kn）の対地速力で航行を続けていたが、船首方向に他船を認めなかったため富島港入港前に漁網に付着した海藻等を除去する作業（以下「漁網作業」という。）をすることとし、主機及び舵を遠隔操縦に切り替えて船尾甲板に向かった。</p> <p>船長Aは、船尾甲板で船尾方を向いた姿勢で漁網作業を開始し、時折、顔を振り向き船首方等の周囲を見ながら、漁網作業を続けた。（図1参照）</p>  <p>図1 A船の配置</p> <p>A船は、船長Aが12時10分ごろ船首方を見た際、B船が船首方至近に接近していることに気付き、行きあしを止めようと遠隔装置で主機を中立運転としたが、そのまま惰性で前進し続け、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、06時00分ごろから明石海峡周辺において移動しながら釣りを行っていた。</p> <p>B船は、12時05分ごろ、富島港沖に到着し、船長Bが船首を南西方に向けて機関を停止し、漂泊した状態で釣りをを行うこととした。</p> <p>B船は、船長Bが右舷船尾部で、同乗者のうち1人（以下「同乗者B₁」という。）が操縦区画の右舷側で、もう1人の同乗者（以下「同乗者B₂」という。）が左舷船尾部でそれぞれ釣りを開始した。（図2参照）</p>

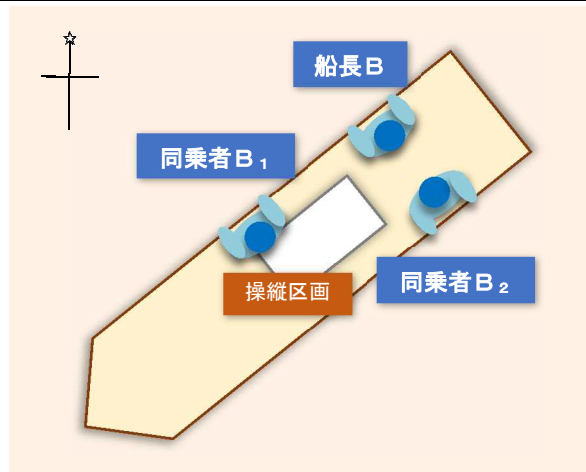


図2 B船の配置

船長Bは、右舷方約200mを富島港付近に向けて航行するA船を認め、A船の動きを見ていたところ、A船が、B船の船首方を通過していくように見えたので、B船に向かって来ることはないと思い、釣りを続けた。

船長Bは、A船との距離が約100mとなったときに衝突のおそれを感じたが、A船の回避動作が左右のどちらの方向に転舵するかが分からず、B船が回避動作をとるとかえって危険になると思い、A船の動静を見ていた。

B船は、12時10分ごろ、B船の右舷中央部とA船の船首部とが衝突した。

船長B及び同乗者B₁は、衝突の衝撃で海上に投げ出されたが、12時15分ごろ船長AによってA船に引き上げられた。

B船は、右舷中央部に生じた破口から機関室に浸水して自力での航行ができなくなり、同乗者B₂もA船に移乗した上で、A船に横抱きの状態でえい航され、12時40分ごろ富島港に入港した。


船長B、同乗者B₁及び同乗者B₂は、後日、病院を受診し、船長Bが頸椎捻挫、同乗者B₁が右肋骨不全骨折、頸椎捻挫、左足打撲傷及び左股関節捻挫、同乗者B₂が頸椎打撲及び頸椎捻挫とそれぞれ診断された。

(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)

その他の事項

船長Aは、漁網作業を入港後に行うこともあったが、本事故当時、ふだんの休日と比べて周囲にプレジャーボート等の船舶が少なく、また、漁網の付着物が少なかったので短時間の作業になると思い、漁網作業を航行中に行うこととした。

A船は、船長Aが漁網作業を行っていた位置から、操舵室等の構造物によって船首方に死角が生じていた。(写真3参照)

	 <p>写真3 漁網作業中の船長Aの船首方の死角</p> <p>B船の乗船者は、いずれも膨張型ベルト式の救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、富島港北西方沖を南東進中、船長Aが、船首方向に船舶がいないと思い、船尾甲板で、時折、顔を振り向き船首方向等の周囲を見ながら漁網作業を行い航行を続けたことから、至近に接近するまでB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船首方向を確認した際、船尾甲板で漁網作業を続けた姿勢で顔を船首方に振り向けていたことから、B船を操舵室等の死角によって認めることができなかつた可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、富島港北西方沖において船首を南西方に向けて漂流中、船長Bが、南東進するA船を認めたものの、A船がB船の船首方を通過するものと思い、漂流を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、富島港北西方沖において、A船が南東進中、B船が漂流中、船長Aが、船首方向に船舶がいないと思い、船尾甲板で漁網作業を行い航行を続け、また、船長Bが、南東進するA船を認めたものの、A船がB船の船首方を通過するものと思い、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、甲板上等で作業を行わなければならない場合は、操舵室等の構造物による死角を補う見張りを継続した状態で行うこと。 ・漂流中であっても、接近する他船を認めた場合はその動向を継続的に観察し、他船が避けてくれると思込まず、余裕がある時機に機関を用いて移動するなど、衝突を避けるための措置を講じること。

	<ul style="list-style-type: none">・ 相手船の行動に疑問がある場合は、早期に汽笛等により信号を行うこと。
--	---

付図1 事故発生経過概略図



写真1 A船



写真2 B船

